

整理番号 16

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	R2年7月30日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	来客用駐車場 8月分
----	------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部
---------	------------------

口座名義: 町田皇介

$$10,000 \times 0.9 = 9,000$$

02-07-30	送金	*10,000	IB	
----------	----	---------	----	--

## ③ 来客用駐車場代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 駐車場使用契約書

貸主 [ ] (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、

左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車を、後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料金 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 乙の使用する期間は、令和 二 年 七 月 一 日 から 令 和 二 年 六 月 二 十 日 までとし、その後は自動更新とする。

六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行い、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

九条 甲は乙に対し契約期間中であっても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 元 年 6 月 20 日

貸主(甲)

住 所

電 話

氏 名

借主(乙)

住 所

電 話

氏 名

[ ] 印  
[ ]  
土尾市緑丘三、六、一三二  
町田 皇介  
[ ]

埼玉県知事(3)第21590号  
株式会社 マハロ  
埼玉県上尾市宮本  
TEL 048-778-1750 FAX 048-

駐車すべき車の表示

【車両名】

【塗色】

【ナンバー】

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号( [ ] )と表示した箇所

整理番号	21
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	2年7月30日	支出額	$(100,000 + 106) \times 90\%$ 90,095円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	---

使 途	事務所賃借料 (8月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	██████ * * * * *
取扱店	お取引日	時刻
10405	02-07-30	11:15
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥103,878	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
円 角 千 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人	サイタマリツナ ムサツウラワ 普通 1438189 ユ)ハツクアツフ様 登録番号 0002
ご依頼人	キムラ イサオ様

電話番号	██████████	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号	300001	

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

③事務所賃借料 (8月分)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は(別紙には整理番号(枝番)を付すこと)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇」のような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記)

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

【内訳】

- 事務所賃借料 100,000円
- ██████ 円

内、賃借料分

振込手数料

$$110 \times \frac{100,000}{103,878} \approx 106$$

3-1(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ(以下「甲」という。)と借主 木村勇夫(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ハイツアウル		1階101号室	
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区白幡6-12-1			
		(登記簿) さいたま市南区白幡六丁目1294番地12			
	構 造	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸			
	種 類	店舗・事務所	新築年月	昭和57年11月	
面 積	33.81㎡				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所
-----

頭書(3) 契約期間

2019年7月1日 から 2021年6月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 98,000円 (内消費税等 7,259円)	管理・ 共益費	月額 2,000円 (内消費税等 148円)	家財 保険料	16,800円
敷 金	196,000円 (賃料2ヶ月)	礼 金	196,000円 (内消費税等 14,158円)	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	■	正面	■	■
	本 数	■本	■本	■本	■本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	振 込	■			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年6月30日

甲・貸主	氏名 有限会社バックアップ	TEL: 048-839-8806
	住所 さいたま市南区文蔵4-29-13	
乙・借主	氏名 木村 勇夫	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

17

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>2020年 7月 31日</p>
<p>支出額</p>	<p>90000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 <math>100,000 \times 0.9 = 90,000</math>)</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所家賃 8月分</p>
<p>支出先</p>	<p>様</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子



# 建物賃貸借契約書

貸貸人 [redacted] と賃借人 山根文子 との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

- 第一条 貸貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。  
建物の所在場所 埼玉県川越市石上町南久保原四八番地一  
木造スイト葺平屋 建事務所棟
- 第二条 床面積 階 平方メートル
- 第三条 賃貸借の期間は平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの二年間とします。
- 第四条 賃料は毎月金 壹拾萬 円也とし、賃借人は毎月 末 日までに一月分を賃借人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となつたときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることが出来るものとします。
- 第五条 賃借人は、本件建物を 田也を賃借人から申し受けるものとします。
- 第六条 賃借人は、次の場合には、事前に賃借人の書面による承諾を受けなければなりません。  
一、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。  
二、賃借権の譲渡もしくは転賃またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 第七条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃借人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することが出来るものとします。  
一、式か月分以上賃料の支払いを怠つたとき。  
二、賃料の支払いをしはばし遅延し、その遅延が本契約における賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。  
三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。  
四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。
- 第八条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。
- 第九条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によつて建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。
- 第十条 賃借人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。
- 第十一条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかつたときは、賃借人は敷金をもってその弁済に充当することが出来るものとします。
- 第十二条 賃借人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。
- 第十三条 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃借人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえて、賃借人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。
- 第十四条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第十五条 本契約に関する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
- 第十六条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書二通を作成し、各自署名押印のうえ、各壹通を所持します。

平成三十一年 〇 月 〇 日

賃借人 現住所 [redacted] 氏名 [redacted]

賃借人 現住所 川越市石上町南久保原四八番地一 氏名 山根文子

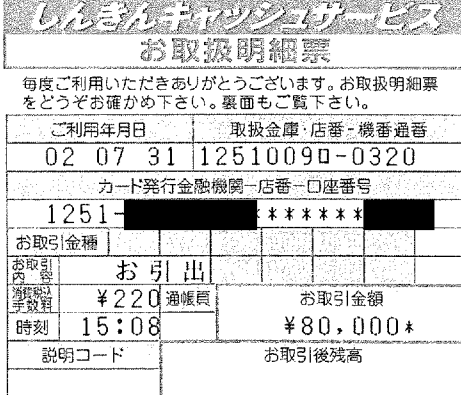
連帯保証人 現住所 [redacted] 氏名 [redacted]

整理番号 4

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    7:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	令和2年7月31日	支出額	72,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃料 8月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 川口支部																				
・埼玉民主フォーラム川口支部 ・案分の積算方法 80,000 円 × 0.9 = 72,000 円																					
③ 事務所賃料 8月分	 <p>お取扱明細票</p> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>ご利用年月日</td> <td>取扱金庫・店番・機番通番</td> </tr> <tr> <td>02 07 31</td> <td>12510090-0320</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カード発行金融機関・店番・口座番号</td> </tr> <tr> <td>1251- [REDACTED]</td> <td>***** [REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>お取引金種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引種別</td> <td>お引出</td> </tr> <tr> <td>お取引金額</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td>¥220</td> <td>¥80,000*</td> </tr> <tr> <td>時刻 15:08</td> <td></td> </tr> <tr> <td>説明コード</td> <td>お取引後残高</td> </tr> </table> <p>川口信用金庫 本町東支店 普通 0000942379 か)アイテム様</p> <p>ご依頼人 サイトマシジツフォーラムカワグチツフ 様 [REDACTED]</p> <p>印紙税申告納 税務署承認済</p>	ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番	02 07 31	12510090-0320	カード発行金融機関・店番・口座番号		1251- [REDACTED]	***** [REDACTED]	お取引金種		お取引種別	お引出	お取引金額	お取引金額	¥220	¥80,000*	時刻 15:08		説明コード	お取引後残高
	ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番																			
	02 07 31	12510090-0320																			
	カード発行金融機関・店番・口座番号																				
	1251- [REDACTED]	***** [REDACTED]																			
	お取引金種																				
	お取引種別	お引出																			
	お取引金額	お取引金額																			
	¥220	¥80,000*																			
	時刻 15:08																				
説明コード	お取引後残高																				
※ 領収書貼付欄 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)																					
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。																					



# 事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	朝日二丁目事務所 [ ] 図]	棟	階	号室
所在地	住居表示 川口市朝日二丁目17番7 登記簿 川口市朝日二丁目17番7			
用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 店舗事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>			
種類	<input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> ビル <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 戸建の一部			
構造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建			
床面積	39.66㎡の1部28.44㎡ 間取り		戸数	戸
建築時期	昭和51年8月新築(大規模修繕を なし) 年(実施)・ <input type="checkbox"/> 不詳			
附属施設				

(2) 事業内容

政務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2019年6月1日	から	3年11か月間	目的物件の引渡しの時期	2019年6月1日
終期	2023年4月30日	まで			

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	内訳等	
賃料	月額 75,000円 (内消費税等 5,556円)	
共益費(管理費)	月額 5,000円 (内消費税等 370円)	
賃料・共益費(管理費)の支払期限	<input type="checkbox"/> 当月分を翌月分を毎月末日までに	
敷金	賃料の	ヶ月相当分
保証金	円	その他一時金 円
附属施設使用料	円	火災保険料 円
敷引金・保証金規則		
その他		
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/>	
貸与する建と本数	振込先金融機関名 [ ] 預金 [ ]	本 鍵番号②
	口座番号 [ ] 口座名義人 [ ]	本 鍵番号③
	振込手数料負担者 [ ] 借主 [ ] 持参先 [ ]	本 鍵番号④

(5) 貸主および管理業者

貸主	氏名 株式会社 アイデアル	電話 048 ( 299 )	8955
	住所 川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
管理業者	商号または名称 株式会社 アイデアル	電話 48 ( 299 )	8955
	所在地 川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 [ ] 号		
管理担当者	氏名 [ ]		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名 [ ]
	住所 [ ]

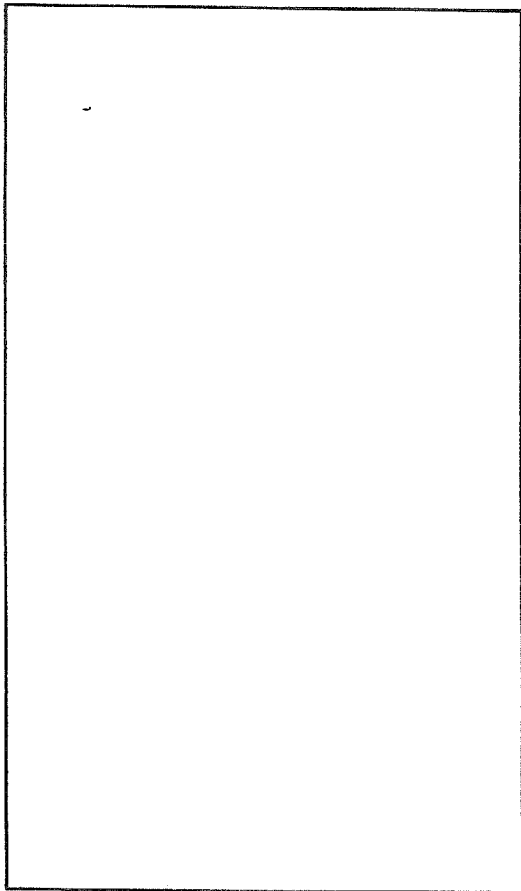
(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名	[ ]	年齢	[ ] 歳
氏名	[ ]	借主との関係	[ ]
住所	[ ]	電話	[ ]
緊急連絡先	[ ]	電話	[ ]
勤務先	[ ]		
携帯	[ ]		

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主にに対し更新料として新賃料の [ ] ヶ月分を支払います <input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません
--------	--

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)



下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2019年5月29日

貸主 住所 〒334-0003 埼玉県川口市坂下町1-14-24 備ヶ谷ヤマトビル201

株式会社 アイデアール

代表取締役 佐野 恵輔 ( )

借主 住所 埼玉県川口市坂下町2-20-1

氏名 白坂 大輔 ( ) 電話番号 [Redacted]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第17条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介・ 代理 取引態様  媒介・ 代理

免許証番号 埼玉県知事(1)第 23268 号 免許証番号 第 号

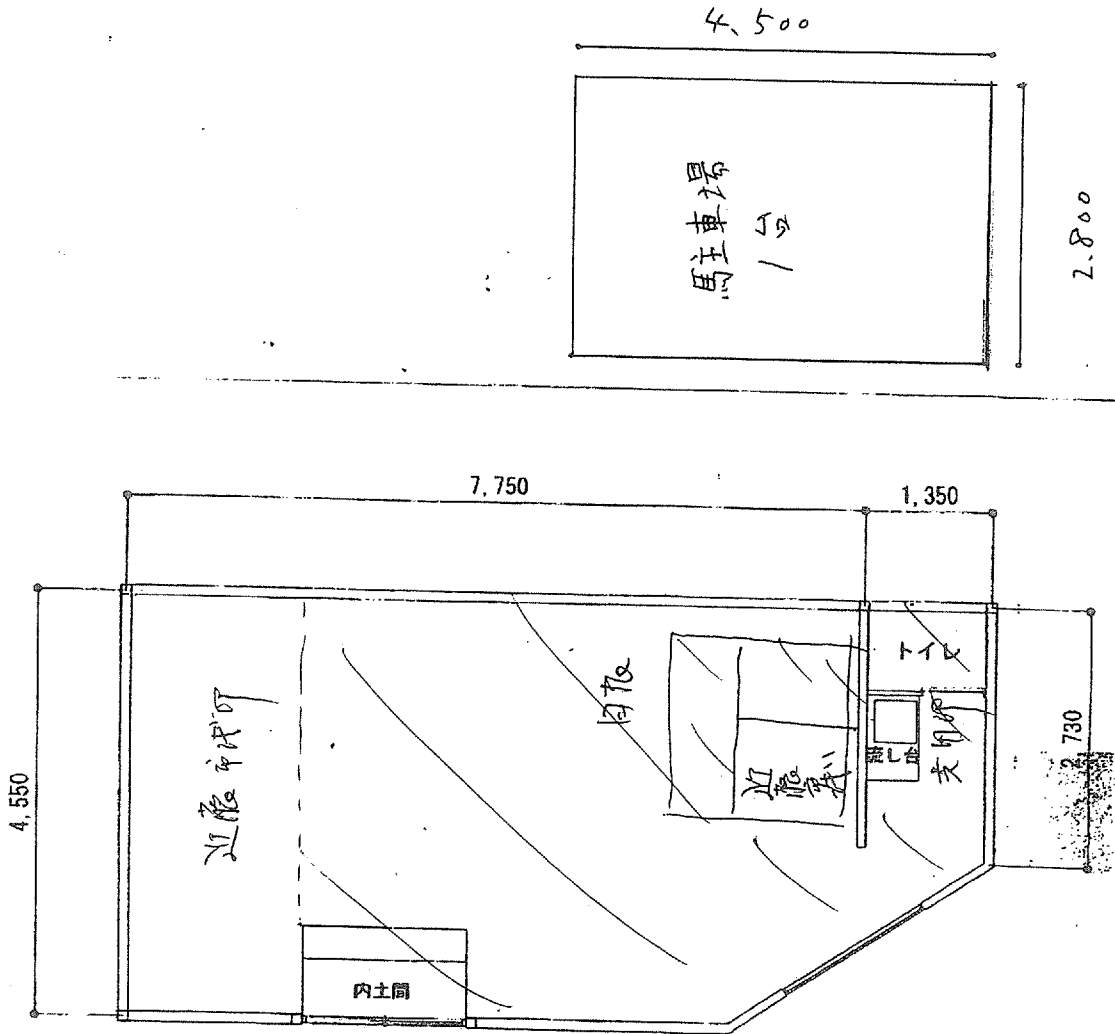
事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1丁目14-24 備ヶ谷ヤマトビル201 事務所所在地 第 号

商号 株式会社 アイデアール 号 者等 ④

代表者等 佐野 恵輔 号 登録番号 第 号 ④

登録番号 [Redacted] 号 登録番号 第 号 ④

宅地建物取引士 [Redacted] 宅地建物取引士 ④



整理番号	/
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費      2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費 9: 資料購入・作成費      10: 交通費
----------------------------------	--

支出年月日	2020年8月6日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	8月分事務所家賃		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 越谷支部
---------	----------------

③ 8月分事務所家賃

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-08-0603398		通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N120	*100,000	
	残高	
振替先	( )	
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:	ヤマモト マサノ	

残高欄の金額に－(マイナス)がある場合は貸付高を表します。

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

215

# 事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

## 第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル  
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6  
床面積 65㎡(3階部分)

## 第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

## 第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

## 第4条【賃料】

賃料は一月間金10万円とする。

## 第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

#### 第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

#### 第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

#### 第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

#### 第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

#### 第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

#### 第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所



氏名



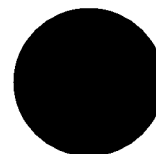
借主(乙)

住所



氏名

山本正乃



整理番号 7

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R2年8月15日	支出額	18,018 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所セキュリティ
----	-----------

## 領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

口座名義: 町田皇介

$$20,020 \times 0.9 = 18,018.$$

02-08-15	.送金	*19,800	IB タイヨウカンサイ
02-08-15	.手数料	*220	

## ③ 防犯カメラ・セキュリティサービス代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

## 業務請負契約書

町田豊介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、貴、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関し、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械警備に関する業務（以下「業務」という）を次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

### (当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部  
対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

### (業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

### (業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 一 請負月額 ¥18,000 消費税別途
- 二 支払方法 乙は、月末締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末日までに支払う。

### (本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

### (契約の更新)

第 6 条

本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定特約を締結することが出来る。

### (契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

### (契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相対の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。

### (第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承認を得て、第8条に定める業務の一部を第三者に再委託することが出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適正な処理について、甲に対し責任を負う。

### (専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立ち入ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

### (管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)



第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員であることを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意をもって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ保有するものとする。

令和元年10月1日

甲

〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26  
佐藤ビル102

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

町田 皇介

乙

埼玉県さいたま市北区日清町3丁目8番地

太陽倉庫株式会社  
代表取締役 齊藤敏之

# 請求明細書

362-0036  
上尾市宮本町10-26

町田 皇介

様

## 太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町1-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6729

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO.0077229



お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
██████	2020/07/31	末	0503	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
██████	██████	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2020/07/31	365674	掛売上 掛売上	*事務所 機械警備料 *システム機器使用料	1.00式 1.00式	10,000 8,000	10,000 8,000
				(税率10%)	[御買上額] [消費税等] [御入金額]	18,000 1,800 ██████

整理番号	15
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2年8月25日	支出額	132,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 ( 9 月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム    さいたま市北区支部
------------------------

振込受付明細は、別紙添付

②165,000×80%

③事務所家賃

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



## お取引内容確認・取消

### 振込

[印刷する](#)

受付番号 20082500003 受付日時 2020年08月25日 13:32

出金口座  支店 

振込依頼人名 サイタマシツ17ホ-ム 外住 マリ

振込先口座 埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5144885

受取人名 1)かほとつみ子

振込金額 165,000円

振込手数料 0円

引落合計金額 165,000円

振込指定日 2020年08月25日

処理状況 処理済

[◀ 戻る](#)お電話でのお問合せ  0120-017820

# 事業用建物賃貸借契約書

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)

借主 高木真理 (以下「乙」という)

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあとと甲乙各1通を保有する。

平成30年2月28日

下記の条項に従って賃貸契約をする。

賃貸人(甲)・住所

〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-16-19

有限会社川人工務店

代表取締役 川人一徳  
電話 048-664-2300

氏名

TEL

賃借人(乙) 住所

氏名

TEL

賃貸借の目的物の表示等	名称	K・Kビル 101号室
	所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18
	種類	事務所
	構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建
	契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)
	使用目的	事務所
	敷金	210,000円(内税)
	賃料	月額 金162,000円(内税)12,000円
	共益費	なし
賃貸借条件	更新料	新賃料の1ヶ月
	契約期間	平成30年3月1日～平成33年2月28日
	解約予告期間	甲 6ヶ月前 乙 3ヶ月前
	賃料等の支払方法	振込先 [Redacted] 口座番号 [Redacted] 名義人 [Redacted]
特約事項	支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。
		なし

増収により、賃料の3割増収が実現になりました。(2020.10月分～)  
④150,000円 + ⑤15,000円

整理番号	16
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の 番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2年8月25日	支出額	17,600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所駐車場代 (9 月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

②22,000×80%

③事務所駐車場代

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう



### お取引内容確認・取消

振込

印刷する

受付番号 20082500004 受付日時 2020年08月25日 13:33

出金口座 [redacted] 支店 [redacted]

振込依頼人名 サイタマミンソノバンク マリ

振込先口座 [redacted]

受取人名 [redacted]

振込金額 22,000円

振込手数料 0円

引落合計金額 22,000円

振込指定日 2020年08月25日

処理状況 処理済

◀ 戻る

お電話でのお問合せ フリーダイヤル ☎ 0120-017820



# 駐車場賃貸借契約書

車種 マツダ プレマシー 色 濃紫 ナンバー

駐車場名	まつばら駐車場	賃料	1ヶ月	10,800円
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目16-4	番号	番号	番

## (特約事項)

- 補充条項として、本契約各条項に記載のない事項又は、本契約の各条項の解釈に疑問がある場合甲、乙協議の上円満に解決するものとする。
- 賃料振込先:
- 賃料は、毎月末日までに上記口座へ入金する事。

貸主 [ ] (以下「甲」という)と

借主 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木まり (以下「乙」という)とは、上記に表示する駐車場について本契約書に基づいて賃貸借契約を締結する。

## 第1条 (契約期間)

契約期間は 2019年 4月 1日から2021年 3月31日の二年間とする。

但し、期間満了の際は、当事者協議の上、更新又は延長することが出来る。

## 第2条 (賃借料等)

乙は賃借料を毎月末日までに、翌月分を支払うものとする。

但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、

甲乙協議の上増減出来るものとする。

## 第3条 (解約)

契約期間中の解約については、甲・乙ともに1ヶ月前までの申し出により本契約を解約することが出来る。賃借料は前払いにつき1ヶ月分を支払うものとする。

## 第4条 (危険負担)

本駐車場で起きた事故等 (盗難、接触、火災等) に関わる車の事故損害について甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

## 第5条 (注意義務)

乙は本駐車場を使用するにあたり、善良なる管理者の注意を持って使用し駐車目的以外には使用しないこと、又貸借権の譲渡及び転貸は行わないこと。消防法、その他の法令等により危険物としてみなされる物を場内に持ち込まないこと。

又、本駐車場内において、空ぶかし、喧嘩等近隣に迷惑となる行為は行わないこと。

## 第6条 (更新等)

本契約満了の際、管理者より通知があった場合は、速やかに更新手続きを行うものとする。

その際、新賃料の0.5ヶ月+消費税を更新事務手数料として管理者へ支払うものとする。

## 第7条 (契約の解除)

乙が次の事項に該当する時は、甲は何等の催告をなすずにしてこの契約を解除する事が出来る。

- 賃料を2ヶ月以上滞納したとき。

以上契約の証として本書式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々その直通を保有する。

2019年 3月 29日

賃借人 (甲) 住所 [ ]

氏名 [ ] 印

電話番号 [ ]

賃借人 (乙) 住所 さいたま市北区宮原町2-16-18

氏名 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木 まり

電話番号 048-654-2569

仲介業者 社団法人 埼玉県宅地建物取引業会会員 埼玉県知事 (5) 第18067号

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目284番

商号 株式会社 ハウジングネット

代表者 山田 剛

電話 TEL048-652-3300

取引主任士 登録番号 [ ] 号 氏名 [ ]

増税により、駐車場の消費税が変更になりました。  
 (10,000円 + 消費税) 1,000円  
 (2020.10月分～)





整理番号 11

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	R2年8月25日	支出額	99,198 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 9月分
-----	-----------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

口座名義: 町田皇介

$$110,220 \times 0.9 = 99,198$$

02-08-25	.送金	*110,000	IB	■■■■■■■■■■
02-08-25	.手数料	*220		

### ③ 事務所家賃9月分として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

### 定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関して、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

**頭書(1) 目的物件の表示**

名称	佐藤ビル		1階 102号室
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町 10-26 (登記簿)		
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸		
種類	店舗	新築年月	昭和45年11月
面積	約33㎡(現況概先)		
附属施設	公営水道・東京電力		

**頭書(2) 事業内容**

真鍮会派支那事務所
-----------

**頭書(3) 契約期間**

目的物件の引渡し時期	令和元年7月1日 から 令和3年6月30日まで (2年間)
------------	-------------------------------

**頭書(4) 賃料等**

賃料	月額 110,000円 (内消費税等)	共益費	月額 込み	保険料	
敷金	330,000円 (賃料3ヶ月)	礼金	110,000円	水電代	月額 2,000円
保証金	0円 (賃料ヶ月)	償却			

**その他の条件**

貸与する鍵	鍵No. 本 本	本 本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで	
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名

**頭書(5) 借主緊急連絡先**

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 町田 皇介
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

**頭書(6) 貸主及び管理業者**

貸主	氏名	住所	TEL
管理業者	貸主自主管理		
所在地	〒 ( ) 第 号		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士・登録番号)	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

**頭書(7) 乙の債権の担保**

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	氏名	住所
	家賃債務保証会社名	全保連株式会社
	証書社名	
	主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F
	TEL	03-6327-5940 問合せ窓口 0570-01-1083

**頭書(8) 再契約に関する事項**

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。但し、本物件は老朽化につき入居時より6年目以降再建業の予定があるため再契約2回目以降は再契約不可。

**頭書(9) 特約事項**

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 賃料は消費税込みのため、税率が改定された場合は、協議の上賃料を改定することができる。
- 店舗又は事務所でのゴミ(営業用塵芥類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に關する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等を申請しななければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は残置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。
- 令和元年6月分賃料は、準備期間として免除とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年6月21日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 田中 昌介	TEL 048(793) 4811
	住所 埼玉県上尾市科立3-6-32	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

宅 地 建 物 取 引 業 者	
A	B
主たる事務所 所在地・TEL 048-778-1750 商号又は名称 株式会社マハロハ 代表者の氏名 光廣 昌子	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
免許証番号 埼玉県知事(3)第21590号	免許証番号 大臣( )第 知事
免許年月日 平成31年2月18日	免許年月日 平成 年 月 日
氏 名	氏 名
登録番号	登録番号 ( ) 第 号
業務に従事する 事務所名 株式会社マハロハ	業務に従事する 事務所名
事務所所在地 TEL 048-778-1750	事務所所在地 TEL

※ 国は実印  
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

8

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2020年 8月26日
支出額	16,000×90%=14,400円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(9月分)
支出先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



# 駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 所沢市東新井町3-2-2-1  
 名称 東新井駐車場 内 第 [ ] 号  
 車種プレートナンバー 未 容 用  
 賃料 壹ヶ月 金 八 千 円 也  
 金 円 也(無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上  
 本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和2年2月8日より令和3年2月7日迄向う  
 壹ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約  
 を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に振込し支払うこと、  
 万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金、敷金の有無にかかわらず  
 甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出  
 入りを妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃  
 は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解  
 約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指  
 定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近  
 隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変による損害並に火災、盗  
 難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によっ  
 て駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は  
 すみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時はヶ月前に互いに通告し期間  
 満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第10条 車の大きさは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、他の契約者の方の迷  
 惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

## 特約条項

本契約を更新する場合は、賃料の半月分を更新料として乙は甲に支払うものとする。

### 《賃料振込先》

[ ] 口座名義 [ ]

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を  
 所持する。

令和 2年 月 28日

住所 埼玉県所沢市西新井町15-10

貸主(甲) 氏名 株式会社 エルハウジング

電話 04-2998-3771

住所 所沢市上安松 864-4

借主(乙) 氏名 水村篤弘

電話 04-2993-0080

住所

仲介人 氏名 [ ]

電話

取引主任者 氏名 [ ]

登録番号 [ ]

# 駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 所沢市東新井町322-1  
名称 東新井駐車場内第[ ]号  
車種プレートナンバー [ ] 号  
賃料 壹ヶ月 金 八 仟 円 也  
金 金 円 也(無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上  
本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和2年2月8日より令和3年2月7日迄向う  
壹ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約  
を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に振込し支払うこと、  
万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金、敷金の有無にかかわらず  
甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。  
車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出  
入りを妨げないこと。
- 第3条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸  
は絶対にしてはならない。
- 第4条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解  
約することが出来る。
- 第5条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指  
定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近  
隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第6条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変による損害並に火災、盗  
難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第7条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によっ  
て駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は  
すみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互いに通告し期間  
満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第10条 車の大きさは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、他の契約者の方の迷  
惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

## 特約条項

本契約を更新する場合は、賃料の半月分を更新料として乙は甲に支払うものとする。

## 《賃料振込先》

口座名義

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を  
所持する。

令和 2年 1月 28日

住所 埼玉県所沢市西新井町16-10

貸主(甲) 氏名 株式会社 エルハウジング

電話 04-2998-3771

住所 所沢市上松864-4

借主(乙) 氏名 水村篤弘

電話 04-2993-0080

住所

仲介人 氏名

電話

取引主任者 氏名

登録番号

整理番号

16

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b> (該当する経費の 番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	2020年 8月 27日
支 出 額	$82,720 \times 90\% = 74,448$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 )
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (9月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘





# 賃貸借(更新)契約 合意書

物件名:タイビル航空公園 202

所在地:埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は 平成27年05月01日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 平成30年05月01日より 平成33年04月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額 総額 75,600 円 (本体 70,000 円 消費税 5,600 円)
4. 管理費 月額 総額 5,400 円 (本体 5,000 円 消費税 400 円)
5. 共益費 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
6. 駐車料 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
7. 付属施設料 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
8. 雑費 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
9. 特記事項 上記の通り、原契約の一部変更と継続について、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印の上、賃貸人と賃借人各一通保有するものとする。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとする。

平成30年1月9日

貸主(甲) 住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12  
氏名: 株式会社セイワランドック

借主(乙) 住所: 所沢市上安松 864-4  
氏名: 水村篤弘 TEL: 04-2993-0080  
勤務先住所: さいたま市浦和区高砂3-15-1  
勤務先名: 埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先 住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED] TEL: [REDACTED]

連帯保証人 住所: \_\_\_\_\_  
氏名: \_\_\_\_\_ 印 TEL: \_\_\_\_\_

管理会社 免許番号: 埼玉県知事(3)第20719号  
住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12  
会社名: 株式会社セイワランドック  
代表者: 羽迫 務  
取引主任者: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED] 号

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。  
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。  
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202  
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1  
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より  
集送金手数料 220円

整理番号	15
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2年8月27日	支出額	22,300 × 90% 20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所倉庫費
-----	--------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

別紙

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

02-08-27	振替	*23,300	DF. 子リョウ
----------	----	---------	----------

【内訳】	
・ 倉庫賃貸料	23,100 円
・ 振替手数料	200 円

口座名義 木村勇夫  
支出先 (株)平和不動産

# レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

## 第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・~~（旧浦和）~~）

レンタルボックス番号：                    号

レンタルボックスタイプ：4帖タイプ

## 第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

## 第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

## 第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料                     円・消費税                     円）

## 第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

No.


整理番号

24

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	2020年8月31日
支出額	90,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $100,000 \times 0.9 = 90,000$ )
使途	事務所家賃代 (9月分)
支出先	 様

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子



# 建物賃貸借契約書

貸貸人 [ ] と賃借人 山根史子 との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

- 第一条 貸貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。  
建物の所在場所 埼玉県川越市石上町字南久保原四八番地一  
木造二ト葺平屋 建事務所棟
- 第二条 床面積 階 平方メートル
- 第三条 賃貸借の期間は平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの二年間とします。
- 第四条 賃料は毎月金 壹拾萬 円也とし、賃借人は毎月末日までに一月分を賃借人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となつたときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。
- 第五条 賃借人は、敷金として金 田也を賃借人から申し受けるものとします。
- 第六条 賃借人は、本件建物を 使用するほか、他の用途に使用してはなりません。
- 第七条 賃借人は、次の場合には、事前に賃借人の書面による承諾を受けなければなりません。  
一、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。  
二、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 第八条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃借人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。  
一、式か月分以上賃料の支払いを怠つたとき。  
二、賃料の支払いをしはば遅延し、その遅延が本契約における賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。  
三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。  
四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。
- 第九条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。
- 第十条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によつて建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。
- 第十一条 賃借人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。
- 第十二条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかつたときは、賃借人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。
- 第十三条 賃借人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。
- 第十四条 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃借人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃借人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。
- 第十五条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第十六条 本契約に関する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
- 第十七条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書二通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

平成三十一年 月 日

賃借人 現住所 [ ] 氏名 [ ]

賃借人 現住所 川越市石上町四六〇一六 氏名 山根史子

連帯保証人 現住所 氏名

整理番号

25

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      7:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	2020年 8月 31日	支出額	31680 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	鍵穴修理費 (事務所)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

$$35200 \times 0.9 = 31680$$

③ 鍵取

④ (本)鍵

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



# 作業完了書兼領収書(お客様控)

山根 史子 様

作業日 2020 年 8 月 31 日

担当者

項目	数量	単価	金額
出張料金	1	44000	44000
鍵取	1	768000	768000
領収書	1	240000	240000
小計			1032000
消費税			132000
合計			1164000

支払方法 ①.現金 ②.カード(伝票番号) ③.小切手

## お客様

住所 フリガナ 柳井 エシヤルティン  
〒350-0014  
111 越前市古市場 427-1

氏名 フリガナ ヤマノ ヒコ  
山根 史子 様

TEL 049-257-6682

御請求先 ※上記と異なる場合

住所 フリガナ  
〒 -

フリガナ  
氏名 様

TEL - -

### ※お客様記入欄(必ず直筆でご署名ください)

作業した製品に当社の不手際でトラブルがあった時は無料で修理致します。  
鍵交換、鍵取り付け作業については1年保証になります。こちらの領収書の日付より1年以降の修理に関しては有償になります。鍵開けを含むその他作業の保証については7日保証になります。こちらの領収書の日付より7日以降の修理に関しては有償になります。こちらの領収書がない場合の保証はお受けできません。  
※上記の保証を申し込みます。

お客様署名欄

- 自ら作業・サービスの提供や機器類の販売を受ける為、当社に作業現場への訪問を要請しました。
- 作業前に作業・サービス機器類の内容及びその費用・見積について十分に説明を受けました。作業内容及び作業料金は作業前に受けた説明と同じであったことは間違いありません。
- 裏面を十分に読み理解しました。「個人情報の取り扱いについて」の内容に同意します。
- 作業・サービスが終了したことを確認しました。
- 作業・サービスに伴う建物・設備などに対する損傷・破損・その他の損害について、当社に故意または重大な過失がない限り当社に対してその責任を問わないことを確認しました。

お客様署名欄

使用部材		
品番	定価	数量

お客様相談センター 365日対応(9時~18時)

TEL:0120-161-200

鍵のレスキューへのご意見はこちら

<http://www.kagi110qq.co.jp/counseling/>

鍵 意見

検索

株式会社 鍵匠

〒331-0045 埼玉県さいたま市西区内野本郷617-89

TEL 048-620-6021

FAX 048-620-6022

※書面の記載内容を十分にご確認ください。クーリングオフに関しては裏面をご参照ください。

整理番号 | 13

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	R2年8月31日	支出額	10,998 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務員用駐車場 9月分
----	-------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部
口座名義: 町田皇介	
$12,220 \times 0.9 = 10,998$	
02-08-31 .送金	*12,000   IB 三菱 行
02-08-31 .手数料	*220
③ 事務員駐車場 9月分として ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。	

# パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村田春雄 住所 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番  
借主 町田皇介 住所 上尾市宮本町10-26 電話(048)729-6272

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区画	[黒塗り]番				
3	車両	車名	登録番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
		フォジョー ステーション ワゴン青	[黒塗り]			
4	賃料	1ヶ月	支払方法	特約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円	当月末翌月分前納 指定銀行への振込			
5	期間	自 2019年10月9日 至 2020年10月8日	特約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除	
8	解約	賃貸人 1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 1ヶ月前予告 解約可能				
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日	2019年10月9日	
貸主	住所(所在地)	村 パーキング [黒塗り]
	氏名(名称)	村田春雄
	電話番号	上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番
借主	住所(所在地)	町田皇介 [黒塗り]
	氏名(名称)	町田皇介
	電話番号	〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26 048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号

14

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	R2年8月31日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客用駐車場 9月分
-----	------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

口座名義: 町田皇介

$$10,000 \times 0.9 = 9,000$$

02-08-31...送金

\*10,000 | IB

## ③ 来客用駐車場代 9月分として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 駐車場使用契約書

貸主 [ ] (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、  
左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車を、後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料 金 一 万 円也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲はこの自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、この使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 この使用する期間は、令和 二 年 七 月 一 日 から 令 和 二 年 六 月 二 十 日 までとし、その後は自動更新とする。

第六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行い、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

第九条 甲は乙に対し契約期間中であつても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 二 年 六 月 20 日

貸主(甲) 住 所 [ ]

住 氏 名 [ ]

電 話 数 字 [ ]

借主(乙) 住 所 [ ]

住 氏 名 上尾市鎌五三六二二

電 話 数 字 町田 皇介

電 話 数 字 [ ]

印  
私  
印  
私  
印

埼玉県知事(3)第2150号  
株式会社 マハ  
埼玉県上尾市宮本  
埼玉県 TEL 048-778-1750 FAX 048-

駐車すべき車の表示

〔車両名〕

〔塗色〕

〔ナンバー〕

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号( [ ] )と表示した箇所

整理番号

18

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	2020年8月31日	支出額	180,400 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	225500 × 0.8 = 180,400 事務所賃料 9月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

別紙

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

18-1

想いをつなぐ、未来を形に。 *Next Action* RESONA GROUP 埼玉りそな銀行 マイゲート

## お取引内容確認・取消

振込

[印刷する](#)

受付番号 20083100002 受付日時 2020年08月31日 08:19

事務所賃料 9月分

出金口座	[REDACTED]
振込依頼人名	ツジ コウジ
振込先口座	[REDACTED]
受取人名	[REDACTED]
振込金額	225,500円
振込手数料	0円
引落合計金額	225,500円
振込指定日	2020年08月31日
処理状況	処理済

[◀ 戻る](#)お電話でのお問合せ  0120-017820 埼玉りそな銀行

## 建物賃貸借契約書(事業用)

<<物件の表示>>

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗 ( B ) 号室		
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9番地13		
構 造 等	鉄骨造	3階建ての内	1階
賃 貸 借 面 積	69.29 m <sup>2</sup> ( 壁芯 )		

<<契約条件>>

項 目	関係条項	摘 要
引 渡 日		平成31年1月20日
契 約 期 間	1	平成31年1月20日 ~ 平成34年1月19日
使 用 目 的	2	法律事務所として
賃 料	3	月額 205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
共 益 費	4	月額 16,200 円 (内消費税等 1,200 円)
看 板 掲 出 料	13	月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
月 額 合 計 支 払 額		221,400 円 (内消費税等 16,400 円)
賃 料 等 の 起 算 日	5	平成31年1月20日 より
賃 料 改 定 の 期 間	6	より 年毎
賃 料 改 定 事 務 手 数 料	6	は仲介人に対し新賃料の ヶ月分相当額を支払うものとする
敷 金	7	190,000 円
償 却 ( 無 )		償却方法 円 (内消費税等 円)
礼 金	8	205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
更 新 料	9	乙 は甲に対し新賃料の 1.00 ヶ月分相当額を支払うものとする
更 新 事 務 手 数 料	10	甲 は仲介人に対し新賃料の 0.50 ヶ月分相当額を支払うものとする
解 約 の 申 し 出 期 間	21	甲においてはその 6 ヶ月前、乙においてはその 1ヶ月前
業 務 の 委 託 先	26	スターツピタットハウス株式会社
賃 料 の 支 払 い 方 法	5	振 込
賃 料 振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	



特約条項>>

物件に関する他の入居者または第三者との紛争・苦情は乙の責任において解決するものとし、甲は一切関与しない。

利用時間は午前6時から午後10時までとする。変更する場合、乙は書面にて申し出、甲の承諾を得るものとする。

は、工事の仕様が決定次第速やかに、管轄消防長に「防火対象物使用届出書」を提出し、その写しを甲へ提出しなければならない。

は、所轄の消防署に防火管理者の届出を行うものとする。

物件には、ガスメーターが設置されていない為、メーターの設置及びそれに付随する工事費用は乙の負担でものとする。

物件に設置された照明器具は、引渡しと同時に乙に譲渡されるものとする。入居中の維持管理・修繕・交換費用

乙に帰属され退去時の撤去義務を負わないものとする。

課税率改定の場合の税額については通知しないものとし、改定後の税率で支払いをするものとする。

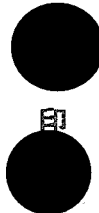
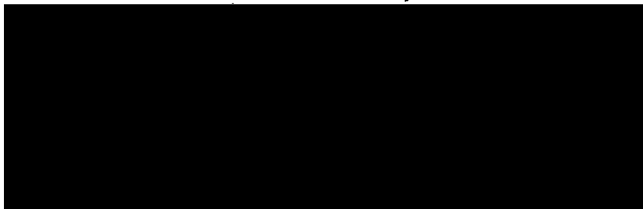
余白

を甲とし借主を乙とし前記表示の物件（以下「本物件」という）について、頭書の賃貸借契約（以下「本契約」という）を下記の通り締結する。その証として本契約証書を作成し、当事者（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成31年1月19日

(貸主) 住所

氏名



越谷市

(借主) 住所

千間台西1-21-107-ハイムセレン台108

氏名

辻 浩司

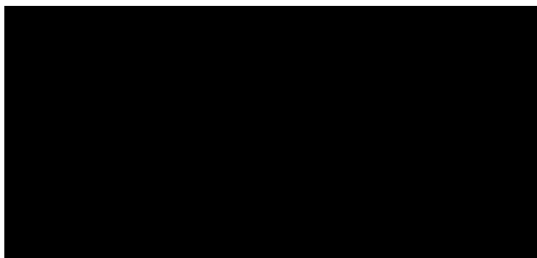


電話

048 ( 975 ) 6071

保証人住所

氏名



電話

介人

住所

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 3F

商号

スターツピタットハウス (株) せんげん台店 印

電話

048-976-1881

地建物取引士



登録番号



整理番号 18-4

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1丁目21-10

108

辻 浩司 様



2-03717#

消費税率改定に伴う賃料等変更のお知らせ

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1丁目4-4  
T・K PREVIO 3F  
スターツピタットハウス株式会社 せんげん台店  
TEL 048 -976 -1881

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月分より消費税等（消費税および地方消費税。以下同じ）の税率が8%から10%に引き上げられる予定となっております。これに伴い、現在お客様が賃貸借契約を締結されている課税物件（駐車場等の施設および居住用を除く建物等賃料等が消費税課税対象である物件。）の賃料等（賃料および共益費その他の契約に基づきお支払いいただく金銭）が2019年10月分（※）より下記の通り変更されますので、予めお知らせいたします。お手数ではございますが、お支払金額、ご準備金額にお間違いのないようお手続きの程お願い申し上げます。

万一、本状と行き違いで解約等のお申し出を承っている場合はご容赦ください。

本件についてのご質問等がございましたら、上記ピタットハウス担当店舗までお問い合わせください。

敬具

記

<変更賃料等> (1)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗			区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20				
成約CD		種類	店舗事務所	名目	共益費
2019年9月分までの金額（月額）			16,200円	（内消費税額 1,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）			16,500円	（内消費税額 1,500円）	

(2)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗			区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20				
成約CD		種類	店舗事務所	名目	賃料
2019年9月分までの金額（月額）			205,200円	（内消費税額 15,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）			209,000円	（内消費税額 19,000円）	

※ 【ご注意ください】2019年10月分賃料等の支払約定日または支払実行日

振り込みによるお支払いの場合：2019年9月30日まで

口座振替によるお支払いの場合：2019年10月1日（口座振替手数料に係る消費税額も改定されます）

カード決済によるお支払いの場合：2019年10月10日

参考：消費税法上の取扱い

●土地および居住用建物の賃料等：非課税

●駐車場等の施設および居住用を除く建物（店舗、事務所等）の賃料等：課税

以上

整理番号

18-5

領収書貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

埼玉民主フォーラム  
領収証 越谷第2支部 辻浩司様 No.

金額	9	2	2	5	5	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---

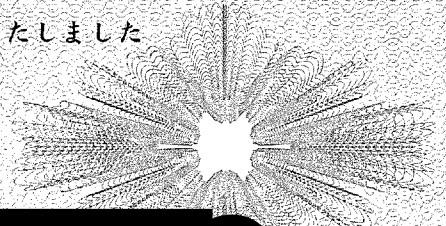
但 事務所賃料 9月分として  
2020年8月31日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

埼玉民主フォーラム  
越谷第2支部  
会計



GR1419

便宜上インターネットバンキングからの支払いは  
事務員の口座を経由して振込をしています。

※ 整理番号には、枝番を記入すること

整理番号	20
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	2年8月31日	支出額	90,099 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃借料 (9月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	02-08-31	11:45
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証 (硬貨)
万円	千円	円

お振込明細またはご案内  
 サイトマリツナ  
 ムサツクラフ  
 普通 1438189  
 1) ハックアップ様  
 登録番号 0002  
 キムラ イサオ様

電話番号	██████████	印紙税申告納
取扱番号	310001	税務署承認済

③ 事務所賃借料 (9月分)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

3—(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ(以下「甲」という。)と借主 木村勇夫(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ハイツアウル <span style="float: right;">1階101号室</span>		
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区白幡6-12-1		
		(登記簿) さいたま市南区白幡六丁目1294番地12		
	構 造	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸		
	種 類	店舗・事務所	新築年月	昭和57年11月
面 積	33.81㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所
-----

頭書(3) 契約期間


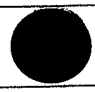


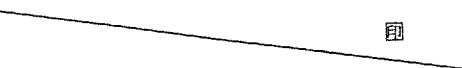

2019年7月1日 から 2021年6月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 98,000円 (内消費税等7,259円)	管理・共益費	月額 2,000円 (内消費税等 148円)	家財保険料	16,800円
敷 金	196,000円 (賃料2ヶ月)	礼 金	196,000円 (内消費税等 14,158円)	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	■	■	■	
	本 数	■本	■本	■本	■本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	■			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年6月30日

甲・貸主	氏名 有限会社バックアップ  TEL: 048-839-8806
	住所 さいたま市南区文蔵4-29-13
乙・借主	氏名 木村 勇夫  TEL 
	住所 
連帯保証人	氏名  団 TEL
	住所 

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	/
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費      2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費	
9: 資料購入・作成費      10: 交通費	

支出年月日	2020年9月4日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	--

使途	9月分事務所家賃
----	----------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 越谷支部	③ 9月分事務所家賃
---------	----------------	------------

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-09-04	03265	通帳電信振替
記号	番号	
****	****	
取扱番号	お取引金額	
N208	*100,000	
	残高	
	*	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:	ヤマモト マサノ	
スマホ決済アプリ	ゆうちょPay	
口座の残高確認も	可能です!	

ご利用いただきましてありがとうございました。  
ゆうちょ銀行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

## 第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル  
所在地 越谷市瓦曽根1-20-6  
床面積 65㎡(3階部分)

## 第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

## 第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

## 第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

## 第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。



#### 第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

#### 第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

#### 第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

#### 第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

#### 第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

#### 第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



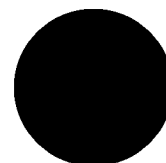
借主(乙)

住所

[Redacted]

氏名

山本正乃



整理番号	7
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費      ⑦事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	R2年9月15日	支出額	18,018 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所セキュリティー		

領収書等貼付欄
---------

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部
-------------------

口座名義人:町田皇介

02-09-15	.送金	*19,800	IB 取引会社
02-09-15	.手数料	*220	

$$20,020 \times 0.9 = 18,018$$

③ 防犯カメラ・セキュリティサービス代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 請求明細書

362-0036  
上尾市宮本町10-26

## 太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町1-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6172

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO.0077229



町田 皇介

様

お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
■■■■	2020/08/31	末	0508	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
■■■■	■■■■	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2020/08/31	368623	掛売上	*事務所 機械警備料	1.00式	10,000	10,000
		掛売上	*システム機器使用料	1.00式	8,000	8,000
				(税率10%)	[御買上額]	18,000
					[消費税等]	1,800
					[御入金額]	■■■■

## 業務請負契約書

町田皇介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、貴、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関し、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械警備に関する業務（以下「業務」という）を次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

### (当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部  
対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

### (業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

### (業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 一 請負月額 ¥18,000 消費税別途
- 二 支払方法 乙は、月末日締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末日までに支払う。

### (本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

### (契約の更新)

第 6 条

本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても又同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定特約を締結することが出来る。

### (契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

### (契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相対の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。

### (第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承認を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託することが出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適正な処理について、甲に対し責任を負う。

### (専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立入ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

### (管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員であることを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意をもって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ保有するものとする。

令和元年10月11日

甲

〒362-0086 埼玉県上尾市宮本町10-26  
佐藤ビル102

埼玉県上尾市上尾・伊奈支部

町田 皇介

乙

埼玉県さいたま市北区旧進町3丁目

太閤管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏

整理番号	19
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	2年9月25日	支出額	132,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 (10月分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム    さいたま市北区支部
---------	------------------------

振込受付明細は、別紙添付

②165,000×80%

③事務所家賃

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



## 振込

1. 出金口座  
選択2. 振込先  
選択3. 金額  
指定日選択

4. 振込実行

5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。  
受付番号は20092500003です。

## 振込 受付明細

印刷する

受付番号 20092500003 受付日時 2020年09月25日 12:51

出金口座	支店
振込依頼人名	サイタマシ17オラム 外務 丸
振込先口座	埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5144885
受取人名	1)カビトウムン
メモ欄	事務所家賃
振込金額	165,000円
振込手数料	0円
引落合計金額	165,000円
振込指定日	09月25日

## ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容をご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

▶ 続けて振込みをする



事業用建物賃貸借契約書

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)  
 借主 高木真理 (以下「乙」という)

下記の条項に従って賃貸借契約をする。

賃貸借の目的物の表示等	名称	K・Kビル 101号室
	所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18
	種類	事務所
	構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建
	契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)
	使用目的	事務所
	敷金	210,000円 (内税)
	賃料	月額 金162,000円 (内税12,000円)
	共益費	なし
	更新料	新賃料の1ヶ月
	契約期間	平成30年3月1日～平成33年2月28日
	解約予告期間	甲 6ヶ月前 乙 3ヶ月前
	賃料等の支払方法	振込先
		口座番号
		名義人
	支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。
特約事項	なし	

増収により、賃料の清算率が変更になりました。(2020.10月分～)  
 ① 150,000円 + ② 15,000円

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあとと甲乙各1通を保有する。

平成33年2月28日

貸借人(甲) 住所

〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-16-19  
 有限会社川人工務店  
 代表取締役 川人 一徳  
 電話 048-664-2300

氏名

TEL

借借人(乙) 住所

氏名

TEL

整理番号	20
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	2年9月25日	支出額	17,600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所駐車場代 (10月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

②22,000×80%

③事務所駐車場代

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう



## 振込

STEP

1. 出金口座  
選択
2. 振込先  
選択
3. 金額・  
指定日選択
4. 振込実行
5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。  
受付番号は20092500002です。

### 振込 受付明細

印刷する

受付番号 20092500002      受付日時 2020年09月25日 12:49

出金口座	支店
振込依頼人名	サイタマインフォラム 外*
振込先口座	
受取人名	
メモ欄	駐車場
振込金額	22,000円
振込手数料	0円
引落合計金額	22,000円
振込指定日	09月25日

#### ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

▶ 続けて振込みをする

駐車場賃貸借契約書

車種 マツダ プレマシー 色 濃紫 ナンバー

駐車場名	まつばら駐車場	賃料	1ヶ月	10,800円
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目16-4	番号	番号	番

貸主 [Redacted] (以下「甲」という)

借主 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木まり (以下「乙」という) とは、上記に表示する駐車場について本契約書に基づいて賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は 2019年 4月 1日から2021年 3月31日の二年間とする。

但し、期間満了の際は、当事者協議の上、更新又は延長することが出来る。

第2条 (賃借料等)

乙は賃借料を毎月末日までに、翌月分を支払うものとする。

但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議の上増減出来るものとする。

272

第3条 (解約)

契約期間中の解約については、甲・乙ともに1ヶ月前までの申し出により本契約を解約することが出来る。賃借料は前払いにつき1ヶ月分を支払うものとする。

第4条 (危険負担)

本駐車場内で起きた事故等 (盗難、接触、火災等) に関わる車の事故損害について甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

第5条 (注意義務)

乙は本駐車場を使用するにあたり、善良なる管理者の注意を持って使用し駐車の目的以外には使用しないこと、又貸借権の譲渡及び転貸は行わないこと。消防法、その他の法令等により危険物としてみなされる物を場内に持ち込まないこと。

又、本駐車場内において、空ぶかし、喧嘩等近隣に迷惑となる行為は行わないこと。

第6条 (更新等)

本契約満了の際、管理者より通知があった場合は、速やかに更新手続きを行うものとする。その際、新賃料の0.5ヶ月+消費税を更新事務手数料として管理者へ支払うものとする。

第7条 (契約の解除)

乙が次の事項に該当する時は、甲は何等の催告をなさずしてこの契約を解除する事が出来る。  
1. 賃料を2ヶ月以上滞納したとき。

(特約事項)

- 1. 補充条項として、本契約各条項に記載のない事項又は、本契約の各条項の解釈に疑問がある場合甲、乙協議の上円満に解決するものとする。
- 2. 賃料振込先: [Redacted]
- 3. 賃料は、毎月末日までに上記口座へ入金する事。

以上契約の証として本書式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々その普通を保有する。

2019年 3月 29日

賃貸人 (甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 印

電話番号 [Redacted]

賃借人 (乙) 住所 さいたま市北区宮原町2-16-18

氏名 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木 まり

電話番号 048-654-2569

仲介業者 社団法人 埼玉県宅地建物取引業会員 埼玉県知事 (5) 第18067号

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目284番号

商号 株式会社 ハウジングネット

代表者 山田 剛

電話 TEL048-652-3300

取引主任士 登録番号 [Redacted] 号 氏名 [Redacted]

増税により、駐車場の消費税が変更になりました。  
①10,000円 + ②1,000円  
(2020.10月分～)

# 駐車場賃貸借契約書

車種 ホンダ ファイト 色 白 ナンバー                                 

## (特約事項)

- 1.補充条項として、本契約各条項に記載のない事項又は、本契約の各条項の解釈に疑問がある場合甲、乙協議の上円満に解決するものとする。
- 2.賃料振込先：
- 3.賃料は、毎月末日までに上記口座へ入金する事。

駐車場名	まつばら駐車場	賃料	1ヶ月	10,800円
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目16-4	番号	番	号

貸主    (以下「甲」という)と

借主 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木まり (以下「乙」という)とは、上記に表示する駐車場について本契約書に基づいて賃貸借契約を締結する。

### 第1条 (契約期間)

契約期間は 2019年 4月 1日から2021年 3月31日の二年間とする。

但し、期間満了の際は、当事者協議の上、更新又は延長することが出来る。

### 第2条 (賃借料等)

乙は賃借料を毎月末日までに、翌月分を支払うものとする。

但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、

甲乙協議の上増減出来るものとする。

### 第3条 (解約)

契約期間中の解約については、甲・乙ともに1ヶ月前までの申し出しにより本契約を解約

することが出来る。賃借料は前払いにつき1ヶ月分を支払うものとする。

### 第4条 (危険負担)

本駐車場内で起きた事故等 (盗難、接触、火災等) に関わる車の事故損害について甲は一切

の賠償責任を負わないものとする。

### 第5条 (注意義務)

乙は本駐車場を使用するにあたり、善良なる管理者の注意を持って使用し駐車目的以外に

は使用しないこと、又貸借権の譲渡及び転貸は行わないこと。消防法、その他の法令等により

危険物としてみなされる物を場内に持ち込まないこと。

又、本駐車場内において、空ぶかし、喧騒等近隣に迷惑となる行為は行わないこと。

### 第6条 (更新等)

本契約満了の際、管理者より通知があった場合は、速やかに更新手続きを行うものとする。

その際、新賃料の0.5ヶ月+消費税を更新事務手数料として管理者へ支払うものとする。

### 第7条 (契約の解除)

乙が次の事項に該当する時は、甲は何等の催告なすずにしてこの契約を解除する事が出来る。

1. 賃料を2ヶ月以上滞納したとき。

以上契約の証として本書式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々その差通を保有する。

2019年 3月 29日

賃貸人 (甲) 住 所   

氏 名                                 

印                                 

電話番号                                 

賃借人 (乙) 住 所 さいたま市北区宮原町2-16-18

氏 名 立憲・国民・無所属の会 さいたま市北区支部 高木 まり

電話番号 048-654-2559

仲介業者 社団法人 埼玉県宅地建物取引業会会員 埼玉県知事 (5) 第18067号

住 所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目284番地

商 号 株式会社 ハウジングネット

代表者 山田 剛

電 話 TEL048-652-3300

取引主任士 登録番号                                  号 氏名                                 

増税により、駐車場の消費税が変更になりました。  
 (10,000円 + 1,000円)  
 (2020.10月分～)

整理番号

5

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2020年 9月25日
支出額	16,000×90%=14,400円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(10月分)
支 出 先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



# 駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 所沢市東新井町3-2-1  
名称 東新井駐車場 内 第 [ ] 号  
車種プレートナンバー 米 空 用  
賃料 壹ヶ月 金 八 千 円 也  
金 円 也(無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上  
本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和2年2月8日より令和3年2月7日迄向う  
壹ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約  
を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に振込み支払うこと、  
万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金、敷金の有無にかかわらず  
甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。  
車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出  
入りを妨げないこと。
- 第3条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃  
は絶対にしてはならない。
- 第4条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解  
約することが出来る。
- 第5条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指  
定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近  
隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第6条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変による損害並に火災、盗  
難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第7条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によっ  
て駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は  
すみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互いに通告し期間  
満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第10条 車の大きさは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、他の契約者の方の迷  
惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

## 特約条項

本契約を更新する場合は、賃料の半月分を更新料として乙は甲に支払うものとする。  
《賃料繰込先》

口座名義

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各巻通を  
所持する。

令和 2年 月 28日

住所 埼玉県所沢市西新井町15-10

貸主(甲) 氏名 株式会社 エルハウジング

電話 04-2998-3771

住所 所沢市上松864-4

借主(乙) 氏名 水村篤弘

電話 04-2993-0080

住所

仲介人 氏名

電話

取引主任者 氏名

登録番号

# 駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 所沢市東新井町3-2-2-1  
名称 東新井駐車場 内 第 号  
車種プレートナンバー 米空用  
賃料 壹ヶ月 金 八 千 円 也  
金 円 也(無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和2年2月8日より令和3年2月7日迄向う壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に振込み支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金、敷金の有無にかかわらず甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に備すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第10条 車の大きさは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、他の契約者の方の迷惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

## 特約条項

本契約を更新する場合は、賃料の半月分を更新料として乙は甲に支払うものとする。

## 《賃料振込先》

口座名義

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 2年 1月 28日

住所 埼玉県所沢市西新井町 15-10

貸主(甲) 氏名 株式会社 エルハウジング

電話 04-2998-3771

住所 所沢市上安松 864-4

借主(乙) 氏名 水村 篤弘

電話 04-2993-0080

住所

仲介人 氏名

電話

取引担当者 氏名

登録番号



整理番号	10
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費      2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費 【経常的経費】 6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費 9:資料購入・作成費      10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	R2 年 9 月 25 日	支出額	99,198 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 10月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

02-09-25	.送金	*110,000	IB	[REDACTED]
02-09-25	.手数料	*220		

$$110,220 \times 0.9 = 99,198$$

③ 事務所家賃 10月分として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

### 定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 佐藤ビル (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

**頭書(1) 目的物件の提示**

名称	佐藤ビル	1階 102号室
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)	区画番号( )
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
種類	店舗	新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡(現況優先)	
附属施設	公営水道・東京電力	

**頭書(2) 事業内容**

県議会会派支部事務所

**頭書(3) 契約期間**

令和元年7月1日 から 令和3年6月30日まで(2年間)  
目的物件の引渡し時期 令和元年6月 日

**頭書(4) 賃料等**

賃料	月額 110,000円 (内消費税等 円)	月額 込み (内消費税等 円)	保険料	
敷金	330,000円 (賃料3ヶ月)	110,000円	礼金	水遣代 月額 2,000円
保証金 (賃料 ヶ月)	0円		償却	
その他の条件				
貸与する鍵	鍵No. 本 本	本 本	本 本	本 本
賃料等の支払時期 翌月分を毎月25日まで				
賃料等の支払方法	口座振込	持参	先	
	口座引替	委託会社名		

**頭書(6) 借主緊急連絡先**

(氏名)	町田 皇介
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

**頭書(6) 貸主及び管理業者**

貸主	氏名 住所 TEL
管理業者	貸主自主管理
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (賃貸不動産管理業管理士：登録番号) ※賃貸不動産管理業管理士の登録を受けている場合に記載
管理担当者	氏名

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 住所
-----	-------

**頭書(7) 乙の債権の担保**

担保の方法	連帯保証人 氏名 住所
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	家賃債務保証会社名 全保連株式会社
	主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿1-24-1 16F
	問合せ窓口 TEL 03-6327-5840 0370-01-1083

**頭書(8) 再契約に関する事項**

借主は再契約を行う場合、再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。但し、本物件は老朽化につき入居時より6年目以降再建業の予定があるため再契約2回目以降は再契約不可。

**頭書(9) 特約事項**

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 賃料は消費税込みのため、税率が改定された場合は、協議の上賃料を改定することができる。
- 店舗又は事務所等で出さゴミ(営業用廃棄物)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし名義監督官への届出、許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしない。なお、再料金の戻りも同様とする。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再料金の戻りも同様とする。
- 目録ドア・照明・換気扇等は残置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。
- 令和元年6月分賃料は、準備期間として免除とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年6月21日

甲... 貸主	氏名	TEL
	住所	
乙... 借主	氏名 田中 昌介	TEL 048(778) 4811
	住所 埼玉県上尾市緑丘3-6-32	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	上尾市宮本町4-14 048-778-1750 株式会社マハロハ 光廣 昌子	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	
宅 地 建 物 取 引 士	免許証番号	埼玉県知事(3)第21590号	免許証番号	大臣( )第 号
	免許年月日	平成31年2月18日	免許年月日	平成 年 月 日
	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	( ) 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社マハロハ	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	上尾市宮本町4-14 048-778-1750	事務所所在地 TEL	

※ 印は実印。  
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている誓面を兼ねています。

整理番号

8

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	2020年 9月 28日
支出額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (10月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



# 賃貸借(更新)契約 合意書

物件名:タイびる航空公園 202

所在地:埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は 平成27年05月01日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 平成30年05月01日より 平成33年04月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額 総額 75,600 円 (本体 70,000 円 消費税 5,600 円)
4. 管理費 月額 総額 5,400 円 (本体 5,000 円 消費税 400 円)
5. 共益費 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
6. 駐車料 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
7. 付属施設料 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
8. 雑費 月額 総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
9. 特記事項 上記の通り、原契約の一部変更と継続について、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印の上、賃貸人と賃借人各一通保有するものとする。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとする。

平成30年1月9日

貸主(甲) 住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12  
氏名: 株式会社セイワランドック

借主(乙) 住所: 所沢市上宮松 864-4  
氏名: 水村篤弘 TEL: 04-2993-0080  
勤務先住所: さいたま市浦和区高砂3-15-1  
勤務先名: 埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先 住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED] TEL: [REDACTED]

連帯保証人 住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED] 印 TEL: [REDACTED]

管理会社 免許番号: 埼玉県知事(3)第20719号  
住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12  
会社名: 株式会社セイワランドック  
代表者: 羽迫 務  
取引主任者: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED] 号

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。  
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。  
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202  
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1  
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より  
集送金手数料 220円

整理番号	16
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2年9月28日	支出額	23,300 × 90% 20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所倉庫費
-----	--------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム    さいたま市南区支部
---------	------------------------

別紙

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

15 02-09-28 振替 \*23,300 DF. 手取り

口座名義 木村勇夫  
支出先 (株)平和不動産

【内訳】

- ・ 倉庫賃貸料 23,100 円
- ・ 振替手数料 200 円





整理番号	18
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2020年 9月 29日	支出額	180,400円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	225500 × 0.8 = 180,400		
	事務所賃料 10月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

別紙

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
  - ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 18-1

想いをつむぐ、未来を形に。 *Next Action* RESONA GROUP 埼玉りそな銀行 マイゲート

## お取引内容確認・取消

振込


印刷する

受付番号 20092900003 受付日時 2020年09月29日 15:22

事務所賃料 10月分

出金口座	[REDACTED]
振込依頼人名	ツジコウジ
振込先口座	[REDACTED]
受取人名	[REDACTED]
振込金額	225,500円
振込手数料	0円
引落合計金額	225,500円
振込指定日	2020年09月29日
処理状況	処理済

◀ 戻る

お電話でのお問合せ  0120-017820 埼玉りそな銀行

整理番号 18-2

## 建物賃貸借契約書(事業用)

<<物件の表示>>

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	( B )	号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9番地13		
構 造 等	鉄骨造	3階建ての内	1階
賃 貸 借 面 積	69.29 m <sup>2</sup> ( 壁芯 )		

<<契約条件>>

項 目	関係条項	摘 要
引 渡 日		平成31年1月20日
契 約 期 間	1	平成31年1月20日 ~ 平成34年1月19日
使 用 目 的	2	言議亭事務所として
賃 料	3	月額 205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
共 益 費	4	月額 16,200 円 (内消費税等 1,200 円)
看 板 掲 出 料	13	月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
月 額 合 計 支 払 額		221,400 円 (内消費税等 16,400 円)
賃 料 等 の 起 算 日	5	平成31年1月20日 より
賃 料 改 定 の 期 間	6	より 年毎
賃 料 改 定 事 務 手 数 料	6	は仲介人に対し新賃料の ヶ月分相当額を支払うものとする
敷 金	7	190,000 円
償 却 ( 無 )		償却方法 円 (内消費税等 円)
礼 金	8	205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
更 新 料	9	乙 は甲に対し新賃料の 1.00 ヶ月分相当額を支払うものとする
更 新 事 務 手 数 料	10	甲 は仲介人に対し新賃料の 0.50 ヶ月分相当額を支払うものとする
解 約 の 申 し 出 期 間	21	甲においてはその 6 ヶ月前、乙においてはその 1ヶ月前
業 務 の 委 託 先	26	スターツピタットハウス株式会社
賃 料 の 支 払 い 方 法	5	振 込
賃 料 振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	

8月31日 振込口座変更

整理番号

18-3

特約条項>>

物件に関する他の入居者または第三者との紛争・苦情は乙の責任において解決するものとし、甲は一切関与しない。

使用時間は午前6時から午後10時までとする。変更する場合、乙は書面にて申し出、甲の承諾を得るものとする。

は、工事の仕様が決定次第速やかに、管轄消防長に「防火対象物使用届出書」を提出し、その写しを甲へ提出しなければならない。

は、所轄の消防署に防火管理者の届出を行うものとする。

物件には、ガスメーターが設置されていない為、メーターの設置及びそれに付属する工事費用は乙の負担でものとする。

物件に設置された照明器具は、引渡しと同時に乙に譲渡されるものとする。入居中の維持管理・修繕・交換費用

乙に帰属され退去時の撤去義務は負わないものとする。

増税率改定の場合の税額については通知しないものとし、改定後の税率で支払いをするものとする。

余白

を甲とし借主を乙とし前記表示の物件（以下「本物件」という）について、頭書の賃貸借契約（以下「本契約」という）を下記の通り締結する。その証として本契約証書を作成し、当事者（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成31年1月19日

(貸主) 住所

氏名

越谷市

(借主) 住所

千間台西1-21-104=-ハイムせんげん台108

氏名

辻 浩司

電話

048 (975) 6071

保証人住所

氏名

電話

個人

住所

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 3F

商号

スターツピタットハウス(株) せんげん台店

店長 木村 剛

電話

048-976-1881

地建物取引士

登録番号

号

整理番号 18-4

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1丁目21-10

108

辻 浩司 様



2-03717#

消費税率改定に伴う賃料等変更のお知らせ

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1丁目4-4  
 T・K PREVIO 3F  
 スターツピタットハウス株式会社 せんげん台店  
 TEL 048 -976 -1881

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月分より消費税等（消費税および地方消費税。以下同じ）の税率が8%から10%に引き上げられる予定となっております。これに伴い、現在お客様が賃貸借契約を締結されている課税物件（駐車場等の施設および居住用を除く建物等賃料等が消費税課税対象である物件。）の賃料等（賃料および共益費その他の契約に基づきお支払いいただく金銭）が2019年10月分（※）より下記の通り変更されますので、予めお知らせいたします。お手数ではございますが、お支払金額、ご準備金額にお間違いのないようお手続きの程お願い申し上げます。

万一、本状と行き違いで解約等のお申し出を承っている場合はご容赦ください。

本件についてのご質問等がございましたら、上記ピタットハウス担当店舗までお問い合わせください。

敬具

記

<変更賃料等> (1)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗			区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20				
成約CD	■	種類	店舗事務所	名目	共益費
2019年9月分までの金額（月額）			16,200円	（内消費税額 1,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）			16,500円	（内消費税額 1,500円）	

(2)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗			区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20				
成約CD	■	種類	店舗事務所	名目	賃料
2019年9月分までの金額（月額）			205,200円	（内消費税額 15,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）			209,000円	（内消費税額 19,000円）	

※ 【ご注意ください】2019年10月分賃料等の支払約定日または支払実行日

振り込みによるお支払いの場合：2019年9月30日まで

口座振替によるお支払いの場合：2019年10月1日（口座振替手数料に係る消費税額も改定されます）

カード決済によるお支払いの場合：2019年10月10日

参考：消費税法上の取扱い

●土地および居住用建物の賃料等：非課税

●駐車場等の施設および居住用を除く建物（店舗、事務所等）の賃料等：課税

以上

整理番号 18 - 5

領収書貼付欄 埼玉民主フォーラム 越谷第2支部


埼玉民主フォーラム  
領収証 越谷第2支部 辻浩司 様 No. \_\_\_\_\_

金額							
	¥	2	2	5	5	0	0

但 事務所賃料 10月分として  
2020年 9月 29日 上記正に領収いたしました

内 訳  
税抜金額  
消費税額(%)

埼玉民主フォーラム  
越谷第2支部  
会計



GR1419

便宜上インターネットバンキングからの支払いは  
事務員の口座を経由して振込をしています。

※ 整理番号には、枝番を記入すること

整理番号	19
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	2年9月29日	支出額	90,095円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

$100,106 \times 90\%$

使 途	事務所賃借料 (10月分)
-----	---------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	*****
取扱店	お取引日	時刻
10403	02-09-29	10:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥103,859	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証 (優待)
万円 千円 百円		円

お受取人	お振込明細またはご案内
	サイタマリソ ムサツウラフ 普通 1438189 1) ハックアップ様 登録番号 0002 キムラ イサオ様
ご依頼人	電話番号 ██████████ 取扱番号 290001

③事務所賃借料 (10月分)

印紙税申告納付につき、税務署承認済

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使  
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」  
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

【内訳】

- ・事務所賃借料 100,000円
- ・ ████████ 円

内、賃借料分

振込手数料

$$110 \times \frac{100,000}{103,859} \approx 106$$



3—(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ(以下「甲」という。)と借主 木村勇夫(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ハイツアウル		1階101号室	
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区白幡6-12-1			
		(登記簿) さいたま市南区白幡六丁目1294番地12			
	構 造	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸			
	種 類	店舗・事務所	新築年月	昭和57年11月	
面 積	33.81㎡				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所
-----

頭書(3) 契約期間

2019年7月1日 から 2021年6月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 98,000円 (内消費税等 7,259円)	管理・ 共益費	月額 2,000円 (内消費税等 148円)	家 財 保険料	16,800円
敷 金	196,000円 (賃料2ヶ月)	礼 金	196,000円 (内消費税等 14,158円)	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	■本	■本	■本	■本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	■			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年6月30日

甲・貸主	氏名 有限会社バックアップ	TEL: 048-839-8806
	住所 さいたま市南区文蔵4-29-13	
乙・借主	氏名 木村 勇夫	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	

※印は実印


※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

21

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>2020年 9月 30日</p>
<p>支出額</p>	<p>90000 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 <math>100000 \times 0.9 = 90000</math>)</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所家賃 (0月分)</p>
<p>支出先</p>	<p> 様</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子



# 建物賃貸借契約書

賃貸人 [ ] と賃借人 山根文子 との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

- 第一条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれ賃借することを約します。  
建物の所在場所 埼玉県川越市古市町字南久保四八番地一  
木造二トト葺平屋建事務所棟
- 第二条 床面積 階 平方メートル
- 第三条 賃貸借の期間は 平成三十一年四月一日 から 令和三年三月三十一日 までの 二 年間とします。
- 第四条 賃料は毎月金 壹拾萬 円也とし、賃借人は毎月 末 日までに 一 月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となつたときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。
- 第五条 賃貸人は敷金として金 一 万円を賃借人から申し受けるものとします。
- 第六条 賃借人は、本件建物を 居住 に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。  
一、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。  
二、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 第七条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。  
一、式か月分以上賃料の支払いを怠つたとき。  
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。  
三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。  
四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。
- 第八条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。
- 第九条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破損または滅失したときは、賃貸人はその損害を賠償するものとします。
- 第十条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。
- 第十一条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかつたときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。
- 第十二条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。
- 第十三条 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。
- 第十四条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第十五条 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
- 第十六条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書二通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

平成三十一年 四月 一日  
 賃貸人 現住所 [ ]  
 氏名 [ ]  
 賃借人 現住所 埼玉県古市町四六〇一六  
 氏名 山根文子  
 連帯保証人 現住所 [ ]  
 氏名 [ ]

整理番号	/
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	2020年10月1日	支出額	100,100円×0.9 90,090円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	10月分事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

10月分事務所家賃

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-10-01	103265	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N229	*100,000	
	残高	
	*	
振替先	*	
受取人名	*	
料金	*100円	
依頼人名	ヤマモト マサノ	
スマホ決済アプリ	ゆうちょPay	
口座の残高確認も	可能です!	

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

## 第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル  
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6  
床面積 65㎡(3階部分)

## 第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

## 第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

## 第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

## 第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

#### 第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

#### 第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

#### 第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

#### 第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

#### 第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

#### 第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



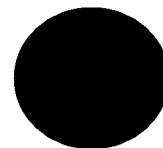
借主(乙)

住所

[Redacted]

氏名

山本正乃





整理番号 5

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 ① 調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦ 事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

600 × 90 %

支出年月日	20年10月9日	支出額	540円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部



リパーク浦和白幡6丁目第3

ご利用ありがとうございました。  
またのご利用をお待ちしております。  
<http://www.repark.jp>

### 領収書

精算機 #01                    A 精算No.000140  
車室番号(自動車)                    2  
入庫時刻 2020年10月 9日(金) 10:09  
精算時刻 2020年10月 9日(金) 11:10  
駐車料金                    A料金                    600円  
=====

合計	600円
現金入金額	1,000円
釣銭	400円
現金領収金額	600円

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。  
新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に  
コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しない  
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 9

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      7:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和2年10月16日	支出額	72,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料 9月分		

領収書等貼付欄      埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部  
 ・案分の積算方法 80,000 円 × 0.9 = 72,000 円

しんきんキャッシュサービス  
お取扱明細票

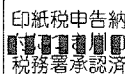
毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
02 10 16	1251009L-0104
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251- [ ] ***** [ ]	
お取引金額	
お取引内訳	お引 出
お取引回数	お取引金額
お取引時刻	お取引後残高
時刻 12:12	¥80,000*
説明コード	

③ 事務所賃料  
9月分

お受取人 川口信用金庫  
 本町東支店  
 普通 0000942379  
 カ)アイテール様

ご依頼人 サイタマミンシユフォーラムカワクチシア  
 様 [ ]



川口信用金庫 C-10-1

※ 領収書は重ね  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	朝日二丁目事務所( 取)	棟	階	号室
所在地	住居表示 川口市朝日二丁目17番7 登記簿 川口市朝日二丁目17番7			
用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 店舗事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>			
種類	<input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> ビル <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 戸建の一部			
構造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建			
床面積	39.86㎡の一部分26.44㎡ 間取り			
建築時期	昭和51年8月新築(大規模修繕中)			
附属施設	なし			

(2) 事業内容

政務店雇用事務所

(3) 契約期間

始期	2019年6月1日	から	3年11か月間	目的物件の引渡しの時期	2019年6月1日
終期	2023年4月30日	まで			

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	内訳等	
賃料	月額 75,000円 (内消費税等 5,556円)	
共益費(管理費)	月額 5,000円 (内消費税等 370円)	
賃料・共益費(管理費)の支払期限	<input type="checkbox"/> 当月分を <input type="checkbox"/> 翌月分を 毎月 未 日までに 円 賃料の <input type="checkbox"/> 月相当分 円 その他一時金 円 火災保険料	
敷金	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/>	
保証金	振込先金融機関名 <input type="checkbox"/> 預金 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義人 <input type="checkbox"/> 振込手数料負担者 <input type="checkbox"/> 借主 <input type="checkbox"/> 持参先	
附属施設使用料	鍵番号① <input type="checkbox"/> 本 鍵番号② <input type="checkbox"/> 本 鍵番号③ <input type="checkbox"/> 本	
その他		

(5) 貸主および借主

貸主	氏名 株式会社 アイデアル	電話 048 ( 299 ) 8955
住所	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマヤト第一ビル201	
管理業者	商号または名称 株式会社 アイデアル	電話 48 ( 299 ) 8955
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	所在地 川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマヤト第一ビル201	第 号
管理担当者	氏名	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名	
住所		

(6) 借主および緊急連絡先

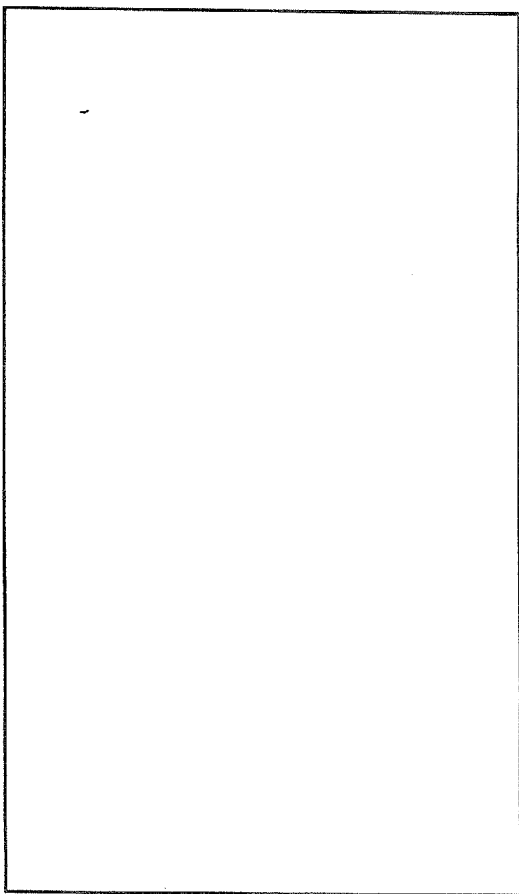
借主氏名				年齢	歳
氏名		借主との関係			
住所		電話	( )		
緊急連絡先		電話	( )		
携帯	( )				

(7) 更新に関する事項

上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の 月分を支払います

上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)



下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2019年 5月 29日

〒334-0003 埼玉県川口市坂下町1-14-24  
鷹ヶ谷ヤママトビル201

貸主 住所

株式会社 アイデアール

氏名 代表取締役 佐野 恵 輪 番号 ( )

借主 住所

埼玉県川口市坂下町1-14-24 鷹ヶ谷ヤママトビル201

氏名 白根 大輔 電話番号 [REDACTED]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第17条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介  代理 取引態様  媒介  代理 第 号

免許証番号 埼玉県知事 (1) 第 23268 号 免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1-14-24 鷹ヶ谷ヤママトビル201 事務所所在地

商号 株式会社 アイデアール 号 者 等

代表者等 佐野 恵 輪 番号 第 号 第 号

登録番号 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号 地建物取引士

宅地建物取引士 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号 地建物取引士

